

東京大学大学院経済学研究科 学術専門職員（特定短時間勤務有期雇用教職員）の募集について

本研究科附属金融教育研究センターでは、学術専門職員を下記の要領で募集します。

1	職名及び人数	学術専門職員（特定短時間勤務有期雇用教職員） 1名
2	契約期間	2026年1月1日から2026年3月31日
3	更新の有無	更新する場合があり得る。更新する場合は、1年ごとに行う。ただし、更新回数は10回、在職できる期間は、2035年12月31日を限度とする。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
4	試用期間	採用日から14日間 給与・待遇に変更無し
5	就業場所	東京大学大学院経済学研究科 附属金融教育研究センター（東京都文京区本郷7-3-1） 変更の範囲：原則同一部局内
6	業務内容	「金融教育研究センター」にかかる以下の業務。 (1) コンファレンスやセミナー等のイベント事務局運営 (2) 教員・研究者のサポート 業務（会計・庶務書類作成、関連研究会の運営と環境整備、刊行物の作成等） (3) その他金融教育研究センター支援室の業務全般の支援を専門的知識、経験に基づき包括的に行う。 変更の範囲：業務上の必要により配置又は業務を変更することがある。
7	就業時間 休憩時間	週5日、1日7時間 9:00～16:45(12:00～12:45休憩) ※時間外労働を命じることがある。
8	休日	土・日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
9	休暇	年次有給休暇、特別休暇等 東京大学特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規定等の定めによる。
10	給与・手当等	時給 1,700円～2,300円程度 ※資格、能力、経験等に応じて決定する。 ※将来的に増額改定があり得る。 通勤手当有（原則55,000円／月までを、支給要件を満たした場合に支給）、超過勤務手当 東京大学特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規定等の定めによる。

11	社会保険等	法令の定めるところにより、健康保険（文科省共済）、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入
12	応募資格	(1) Word, Excel, PowerPointが操作できること (2) 大学教員、研究者の研究活動の支援に意欲を持って取り組めること (3) 周囲と円滑なコミュニケーションを取りつつ、問題に対し柔軟に対応し、フットワーク軽く仕事ができること (4) 英語を用いた業務対応が可能であるとなお良い。
13	提出書類	以下の書類を1部作成。 履歴書（本学様式を https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html からダウンロードの上使用のこと。記入例は同ページ「記入例6（一般職員）」を参照） ◆連絡は原則としてすべてEmailで行いますが、念のため、平日の日中に連絡のとれる電話番号も必ずご記入ください。
14	提出方法	全ての書類をPDFとして、以下のメール送付先に記載のアドレス宛に電子メールで提出（メール件名は「金融教育研究センター学術専門職員応募+氏名」とすること。原本は後日提出する場合があるので保管しておくこと。） メール送付先：carf-info[at]e.u-tokyo.ac.jp ※メールアドレスの[at]は@に置き換えてください。 ※任意のパスワードを設定し送付することを推奨します。 ※メールの場合、2～3日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。
15	応募締切	2025年11月21日（金）17:00必着。 書類選考は随時行い、合格者に対し11月25日（火）-12月5日（金）の間に面接を上記応募先での対面で実施予定。書類選考の結果、面接にお進み頂く方にはEmailでご連絡いたします。なお、適任者が見つかり次第募集を締め切る場合があります。
16	問い合わせ先	東京大学大学院経済学研究科附属金融教育研究センター e-mail : carf-info[at]e.u-tokyo.ac.jp（お問い合わせはEmailでお願いいたします。）
17	募集者名称	国立大学法人東京大学
18	受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
19	その他	・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・応募に係る提出書類は、返却しません。本応募の用途に限り使用し、個人情報は正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。